

令和7年度北薩・天草周遊旅行商品造成事業に係る企画提案実施要領

1 業務目的

北薩・天草地域（以下「両地域」という）を一体的な観光エリアとし、歴史や文化、自然を体感できる周遊旅行商品の造成を促進することにより、両地域の認知度向上及び誘客拡大を図り、継続的な誘客を促進することを目的とする。

※ 北薩地域とは、鹿児島県阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町及び長島町をいい、天草地域とは、熊本県天草市、上天草市、苓北町をいう。

2 業務委託の内容

別添「令和7年度北薩・天草周遊旅行商品造成事業業務委託仕様書」による。

3 事業費

2,240千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 応募要件

企画提案の応募要件は、以下の要件を全て満たす企業又は団体であること。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 自治体及びこれに類する団体、観光団体等の主催による類似事業実績があること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 鹿児島県から指名停止の措置を受けている者

ウ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当する者

- (4) 北薩地域振興局との業務打ち合わせ(随時実施)に、必ず出席(対面会議又はWEB会議)できること。

5 スケジュール

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和7年10月22日(水) |
| (2) 企画提案の質問受付期限 | 10月29日(水)午後5時 |
| ※ 回答は11月5日(水)までに、県ホームページに掲載します。 | |
| (3) 参加申込書提出期限 | 11月7日(金)午後5時 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 11月12日(水)午後5時 |
| (5) 選考結果通知 | 選考終了後、速やかに実施 |
| (6) 受託事業者決定・契約手続開始 | 選考結果通知後、速やかに実施 |

6 応募方法

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式 1）

別添「参加申込書」（様式 1）により、電子メールで行うこと。（送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。）

イ 企画提案書

別添「企画提案書」（様式 2）に、別添仕様書の内容に即した下記の事項を具体的に記載した企画書（様式は任意）を添付して提出すること。

(ア) 企画書

(イ) 事業実施スケジュール

(ロ) 委託業務の遂行に係る実施体制

(ハ) 類似業務実績

(ニ) 特記すべき事項

ウ 参考見積書（任意様式）

- ・ 別添仕様書の業務内容に係る見積について内訳を明記すること。
- ・ 提案に当たっては、2,240 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として積算すること。
- ・ 正式な見積については、審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

エ 県が行う契約からの暴力団排除措置に係る関係書類

「鹿児島県役務の提供等の業務に関する競争入札参加資格者名簿」に登録されていない応募者については、別添「誓約書・役員等名簿」（様式 3）を提出すること。

オ 法人の概要書（任意様式）

代表者、所在地、事業内容、役員及び連絡先等を記載すること。

カ 鹿児島県の「県税に未納がないこと」を証明する納税証明書

キ その他

これまでの実績やアピールしたい資料があれば、併せて提出すること。

(2) 提出の条件

ア 企画書の提案は、1 者につき 1 案に限る。

イ 提出された企画提案書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。

また、提出書類は提案者に無断で審査目的以外で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

ウ 受託者決定後は、委託者と十分に協議しながら具体的な事業内容等を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合もある。

エ 企画提案に要する一切の費用は、応募者の負担とすること。

オ 必要により、追加資料提出の要請やヒアリング等を実施する場合がある。

- (3) 提出部数
上記(1)ア, エ : 1 部
上記(1)イ, ウ, オ, カ, キ : 6 部
- (4) 提出方法
持参又は郵送等とする。
- (5) 提出期限
令和 7 年 11 月 12 日 (水) 午後 5 時 (必着)

7 質問について

本事業に関する質問については、令和 7 年 10 月 29 日 (水) 午後 5 時までに、別添「質問書」(様式 4)により、電子メール又は F A X で送信すること。

質問に対しては、質問者に回答を行うとともに、11 月 5 日 (水) までに回答を県ホームページに掲載する。

8 審査について

(1) 選定・決定方法

ア 応募のあった提案については、北薩地域振興局総務企画部に設置する企画提案選定委員会において、書類審査により事業者を選定することとし、選定結果は応募者全員に通知する。

イ 委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合又は提出書類に虚偽の記載がされていた場合はその選定を取り消すとともに、選定委員会で順次以降の者を繰り上げて、当該候補者と協議の上、契約する。

ウ 応募が 1 者のみであった場合又は審査の結果、同点となった応募者が 2 者以上あった場合は、選定委員会で協議の上、決定する。

エ プレゼンテーション等は、原則実施しない。

(2) 審査・選考基準

提案企画について、別添仕様書に示す要件に基づく提案内容の優位性等について、以下の観点から総合的に判断する。

ア 本業務の目的及び内容等の理解度が高く、本事業のコンセプト等に合致した企画提案になっているか。

イ 実施スケジュールは実現可能か。

ウ 実施体制は確立されているか。

エ 見積内容等は適当か。

オ 類似業務実績は十分か。

9 その他特記事項

- (1) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。また、

審査内容及び評価結果に対する異議申立は認めないものとする。

- (2) 仕様書の内容については、選定事業者と協議の上、予算の範囲内において変更することができるものとする。また、業務の遂行に際し必要な具体の履行条件等を調整の上、選定事業者と契約の手続きを進めるものとする。
- (3) 委託業務の実施に際し、仕様書に定めのない事項については、北薩地域振興局と協議の上、決定するものとする。

10 提出先・問合せ先

〒895-8501 鹿児島県薩摩川内市神田町 1-22

鹿児島県北薩地域振興局 総務企画部 総務企画課 地域振興係

担 当：福重

電 話：0996-25-5107

F A X：0996-25-5555

M A I L：kita-sochi@pref.kagoshima.lg.jp